# 大阪府の「農空間保全地域制度」について

# ~大阪の農空間を府民みんなで守り活かしていこう~

大阪府環境農林水産部農政室整備課 尾本 啓

#### 1. はじめに

大阪府では、農地、里山、集落、農業用水路等やため池などの農業用施設が一体となった地域を「農空間」と定義し、保全、活用を図っている。

平成 20 年 4 月に施行された大阪府都市農業の 推進及び農空間の保全と活用に関する条例の中で 設けられた「農空間保全地域制度」は、農業者や 農業団体等、そして府民が一体となって農空間の 保全と活用を進めていくもので、次の①~③を理 念として掲げている。

- ①府民の身近にあるという独自性を活かし、農空間の公益性をさらに高めること
- ②農空間を守り育てていく府民運動を展開する
- ③健康的で快適なくらしと安全で活気と魅力に 満ちたまちづくりを進めること

これらの理念に基づいて、遊休農地の解消及び遊休化の未然防止等農空間の保全、活用に取り組んでいる。

#### 2. 大阪府の耕地の現状

大阪府の耕地面積は平成27年時点で13,220haであり、10年前と比較して約1,260ha減少している。 (図-1)

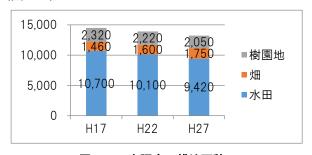


図-1 大阪府の耕地面積

出典:農林水産省「耕作及び作付面積統計」

なお、「農業振興地域の整備に関する法律」では, 集団性のある農地の保全を図ることとなっている が,農用地区域の指定要件が20ha規模の集団農地と なっており,大阪府では全農地の約3割にあたる約5 千haの農地を指定するにとどまっている。

このような現状を鑑み、農空間を保全するための、 府独自の制度が必要であるとして検討を進め、「大 阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関 する条例」を施行した。

### 3. 農空間保全地域制度の概要

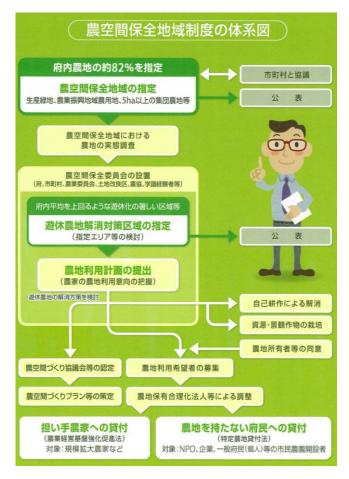
「農空間保全地域制度」では、農空間の公益性を確保するため、農業振興地域の農用地区域内農地、市街化調整区域の概ね5ha以上の集団農地、生産緑地等の保全すべき農地を、関係市町村と協議の上、「農空間保全地域」として指定し、営農環境の改善に向け、農道や水路の補修・改修など、きめ細やかな整備を支援している。

また、農空間保全地域内において、農地の利用に 関する実態を調査し、遊休農地及び遊休農地となる おそれがある農地を把握することとしている。

その調査により、農空間保全地域内に遊休農地又は遊休農地となるおそれがある農地が存し、農空間の有する公益的機能の確保に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、遊休農地等の利用の促進のための方策について、市町村、農業委員会、土地改良区及び農業協同組合の代表者その他関係者とともに検討を行うことにしている。このうち、府内平均を上回るような遊休化の著しく、特に対策を講じる必要があると認めるエリアについては、「遊休農地解消対策区域」として指定し、区域内の農家の農

地利用意向を把握の上、より具体的な対応方策を検 討することにしている。

この制度に基づき、農業者、農業団体、府民の幅 広い参加により、農空間の保全と活用を進めている。



# 4. 遊休農地解消対策区域での具体的な取組

農空間保全地域制度により遊休農地等を解消した事例を紹介する。

①自己耕作を再開しやすくする環境整備





(整備前)

(整備後)

獣害被害も顕著であったため、防護柵を設置する ことで、営農環境を整備し遊休農地を解消した事例。

②地域の力を活用(農空間づくりプランの策定)





農家、地域住民で構成する地域活性化協議会を設立し、農空間づくりプランを策定。地域の取組として里道を拡大し営農環境を改善し、遊休農地が解消された。 (左下の写真参照)

#### ③農地貸借の促進





(開墾前)

(開墾後)

保全委員会での議論を通じて、企業を誘致し、遊 休農地を解消した事例。

## 5. 農空間保全地域制度制定による成果

「農空間保全地域制度」では、遊休農地の解消方策について、平成28年3月末時点で約370 h a の遊休農地において対策が講じられている。

また、府内 35 市町村において農空間保全委員会が設置されている。遊休農地解消対策区域についても64 地区を指定し、(うち4地区は遊休農地対策が施されたことから区域指定を解除。現在は60地区) 農空間の保全と活用に関する対策を実施している。

#### 6. 今後の展開

遊休農地対策については、今ある遊休農地はもとより、今後、遊休化の恐れがある農地が多く発現することが予想される。

一方で、都市農業の安定的な継続、防災機能な ど多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好 な都市環境の形成に資することを目的として都市 農業振興基本法が制定された。

このように、大阪府の農業を取り巻く環境は、 農空間保全地域制度の制定時から大きく様変わり してきていることから、これまでの制度運用につ いて点検を行っていくことにしている。